

『京都精華大学紀要』査読に関する基準

(目的)

第1条 京都精華大学紀要（以下、「紀要」とする）が学術研究の発展に寄与するように、その質的な維持と向上を図ることを目的として、査読制度を設ける。

(査読の対象)

第2条 紀要の投稿論文に、「査読あり」と「査読なし」の2つのカテゴリーを設ける。投稿者はエントリーする際にいずれかを選択し、「査読あり」カテゴリーの論文を査読の対象とする。

(査読者)

第3条 紀要委員会（以下「委員会」という）は、査読者の選定を行う。

- 2 1つの論文に2人の査読者を充てる。うち1名は紀要委員とし、もう1名は投稿論文に近接する研究領域を専攻する者から精選する。学内に適切な者がいない場合は学外から選ぶ。

(査読手続)

第4条 査読者は、査読に付された論文を第5条に定める査読要領に従って査読を行い、紀要委員査読者は、委員会より原稿を受け取った日から4週間以内に、査読結果を査読結果報告書をもって委員会に報告する。

- 2 委員会は提出された査読を検討し、その結果を投稿者に伝える。
- 3 委員会は投稿者からの修正および意見を検討し、必要があれば再修正を求める。
- 4 委員会は論文掲載の可否を決定する。掲載不可となった論文の投稿者には、委員会の見解を伝える。
- 5 委員会が「掲載可」を決定した日を受理日とする。

(査読要領)

第5条 査読者は、査読した論文が紀要掲載にふさわしい学術的水準のものであるか否かを総合的に判断し、「掲載可」、「掲載不可」、「修正の上掲載可」のいずれかを以って委員会に報告する。

- 2 「掲載不可」、「修正の上掲載可」の評価を下す場合には、査読者は、掲載不可の理由、若しくは修正が必要な箇所およびその理由を明記しなければならない。
- 3 「修正の上掲載可」とされた論文が修正のうえ提出された場合は、委員会はこれを査読者の確認を経て、「掲載可」、「掲載不可」の決定をする。

(学外査読者謝礼)

第6条 学外査読者への謝礼は、11,111円（税込み）とする。

(事務)

第7条 査読の事務は、学術振興課において行う。

(改廃)

第8条 この基準の改廃は、紀要委員会において行う。

附 則

本基準は、2009年1月18日に制定し、同日より施行する。